

岐阜県市町村教育委員会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、岐阜県市町村教育委員会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則り、岐阜県市町村教育委員会相互の緊密な連絡協調を図り、もって教育の水準を向上し、教育行政の公正にして、円滑な運営に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、岐阜県内各市町村教育委員会をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育行政に関し、市町村教育委員会相互の連絡に関する事。
- 2 教育行政及び教育財政の拡充強化に関する事。
- 3 教育行政に関する情報、資料の収集及び提供に関する事。
- 4 教育に関する調査統計及び研究に関する事。
- 5 教育に関する一般的理解を深め、教育の公正な中立性を確保するための広報に関する事。
- 6 教育関係諸法令の研修に関する事。
- 7 教育環境及び教育内容の向上に関する事。
- 8 その他本会の目的達成に必要な事。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。
会 長 1名 副会長 3名 理 事 若干名 監 事 3名

(役員選出・任期)

第6条 会長・副会長及び監事は役員会の議決を経て、総会において承認を得ること。

- 2 理事は都市教育長会及び町村教育長会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 役員任期は一年とし、再選を妨げない。
- 4 補欠により会長、副会長、理事及び監事となったものの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員が任期中に組織上の資格を失った場合においても、なお教育委員であるときは後任者決定までその資格あるものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は会務をつかさどる。
- 4 監事は会計を監査する。

(全国市町村教委連の理事)

第8条 全国市町村教委連の理事は本会の会長をもって充てる。

(会議)

第9条 本会の会議は会長・副会長会、役員会及び総会とする。

- 2 会長・副会長会及び役員会は、会長において必要に応じこれを招集する。
- 3 総会は毎年1回これを開く外、会長において必要があると認めた場に、これを開催する。

(役員会の構成及び職務)

第10条 役員会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、総会の議決事項の執行及び会務を掌理する。

(総会の構成及び議決事項)

第 11 条 総会は役員及び市町村の教育委員（代表 1 名）、教育長をもって構成し、次の事項について協議する。

- 1 予算及び決算に関すること。
- 2 会則の制定改廃に関すること。
- 3 役員承認に関すること。
- 4 事業計画及び事業報告の承認、その他の承認に関すること。
- 5 その他の重要事項の審議に関すること。

(事務局及び職員)

第 12 条 本会の事務局は岐阜市教育委員会事務局内におく。

- 2 事務局に書記及び会計をおき、役員会の議決を経て会長がこれを任免する。
- 3 書記は会長の命を受け、本会の事務を処理する。
- 4 会計は会長の命を受け、本会の会計事務を処理する。
- 5 事務局に関する規定は、役員会において定める。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は、負担金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、岐阜県内各市町村教育委員会の負担とし、その金額及び賦課方法は、人口割と、人口区分別均等割を基礎にして総会でこれを定める。
- 3 本会の負担金は、毎年その全額を 6 月 20 日までに納入する。

(会 計 年 度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(そ の 他)

第 15 条 この会則施行に関し、必要な事項は役員会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和 32 年 5 月 8 日より施行する。

昭和 33.	1.	17	一部改正	第 6 条	7	
昭和 34.	5.	22	一部改正	第 9 条	3	第 11 条 2
昭和 42.	6.	20	一部改正	第 3 条	3	第 13 条
昭和 46.	5.	11	一部改正	第 13 条	3	
昭和 54.	6.	8	一部改正	第 16 条		
平成 14.	5.	21	一部改正	第 6 条		
平成 17.	5.	17	一部改正	第 3・4・6・8・9・11・12・13・16 条		
平成 19.	11.	16	一部改正	第 13 条	2	
平成 27.	5.	7	一部改正	第 11 条		